

令和2年5月26日

自家用電気工作物

電気主任技術者及び電気保安関係者 各位

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

高濃度PCB含有電気工作物に係る早期処理へのご協力について（要請）

平素より、自家用電気工作物の電気保安について、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、西日本（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州事業エリア）にて、処分期間終了後に未処分高濃度PCB廃棄物が発見される事案が100件超発生し、未処分高濃度PCB廃棄物の中には、コンデンサーなど電気工作物として使用されていたものも相当数含まれていたことが判明しております。未処分高濃度PCB廃棄物の多くは、倉庫の整理や建物の解体時に発見されたものですが、電気主任技術者の見落としに起因するものもございました。

高濃度PCB含有電気工作物は、PCB特措法から廃棄義務等の規定が除外され、電気事業法の規制体系で経済産業省が責任を持って対応していくこととなっています。経済産業省としては、今般の未処分高濃度PCB廃棄物の発見事案を大変重く捉えており、今後、処理期間を迎える他の事業エリアで同様の事案が発生することのないよう、早期の高濃度PCB含有廃棄物の処理の促進と未登録のPCB含有電気工作物の発見に向けた取組を強化していくことが重要と考えております。

電気主任技術者をはじめ、電気保安業務に携わる関係者の皆様方におかれましては、本件について御認識いただき、改めて御担当の自家用電気工作物の事業場において高濃度PCB含有電気工作物の有無の御確認と自家用電気工作物の設置者に対する高濃度PCB含有廃棄物の早期処理の必要性について、周知をお願い致します。

別添の参考資料も併せて御参考としていただき、高濃度PCB含有廃棄物の早期かつ適正な処理への御協力方、よろしくお願い致します。

※高濃度PCB含有電気工作物の銘板確認の際に電気主任技術者自らが感電する事故も発生しております。銘板の確認に当たっては、年次点検時など安全を確保された上で作業を行うよう、よろしくお願い致します。

別添

- ・電気主任技術者によるPCB含有電気工作物確認のポイント
- ・(別紙) チェックリスト

参考資料

電気主任技術者によるPCB含有電気工作物 確認のポイント

・本資料は、JESCO北九州事業エリア内において、処分期間が経過した後に高濃度PCB廃棄物が100件以上も発見された事例を踏まえ、電気主任技術者の皆様方に改めて高濃度PCB使用製品の有無を現場でご確認いただく際にご留意いただきたい点などを取りまとめたものです。

・主任技術者内規では、すべての事業用電気工作物（自家用電気工作物を含む。）について、電気主任技術者（電気保安法人及び電気管理技術者を含む。）には、ご担当される事業場に高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を、職務として誠実に行うことが義務づけられております。

・また、PCB特措法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成28年7月26日閣議決定）においても、電気主任技術者等の電気保安関係者に対し、電気工作物以外の高濃度PCB使用製品の確認についても協力が求められており、日常の電気保安業務において、本資料をご参考に、設置者に対して必要なアドバイス等を行っていただくよう、お願い致します。

・高濃度PCB含有電気工作物及び高濃度PCB使用製品の確実かつ早期の処理推進について、引き続きご協力方よろしくお願い致します。

電気主任技術者による高濃度PCB含有電気工作物確認のポイント①

- 電気主任技術者の働きかけにより、処分期間後に発見された事例が数多くあります。掘り起こし調査等では、設置者と電気主任技術者との連携が重要です。
- 一方、高濃度PCB含有電気工作物の銘板確認の際に**電気主任技術者自らが感電する事故も発生**しております。銘板の確認については**年次点検時など停電させた上で作業を行うことが必要**です。
- ついては、**停電計画を適切に定めていただく上で、設置者等、関係各所との適切なコミュニケーションの上、進めていただきたく、よろしくお願い致します。**

電気主任技術者が発見した事例

- **担当替えとなった電気主任技術者**が、停電点検に伴い調査したところ、**屋上キュービクル内**に使用中の高濃度コンデンサー及び屋内に保管中の高濃度コンデンサーがあることを発見。
- 数年前に高圧受電を廃止し低圧受電化したが、引き続き**電気保安法人が当該施設の点検を受託**。
- 設置者からの要望もあり、電気保安法人が漏電調査で6か月に1回訪問していたところ、保管中の高濃度コンデンサーを発見。
- 電気主任技術者から保管事業者に対して高濃度コンデンサーがあることを伝達していたが、保管事業者の高濃度PCB廃棄物の処分期間に対する認識不足で、**再度電気主任技術者から指摘を受け、慌てて保健所へ連絡**。

電気主任技術者による高濃度PCB含有電気工作物確認のポイント②

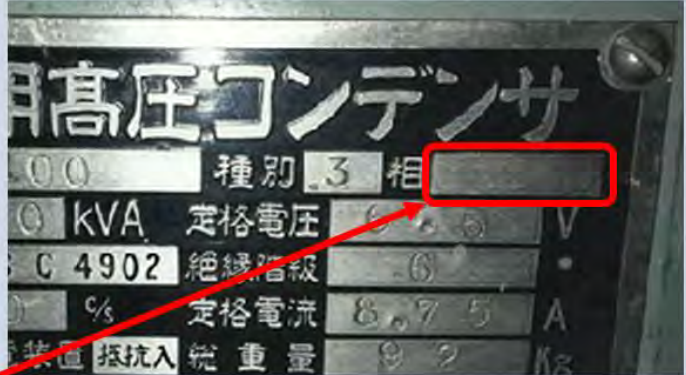
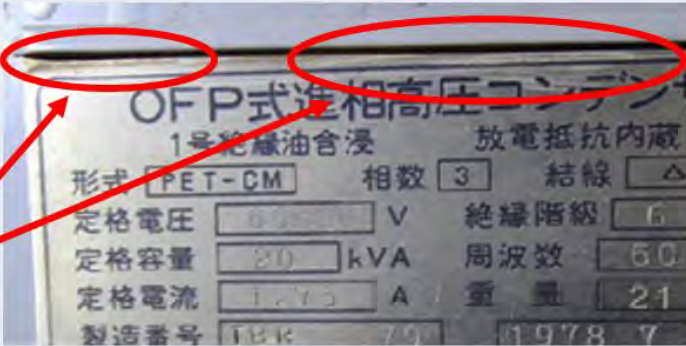
- 一方で、電気主任技術者が高濃度PCB含有電気工作物の見落としをしていた事例もあります。
- いずれも思い込みによる確認作業の不履行や、機器銘板の見間違いなどであり、ご担当されている事業場におかれましても、同様の見落とし等がないか、年次点検等の機会を捉えて改めてチェックいただく様、お願い致します。

電気主任技術者が見落とししてしまった事例

- 自治体の掘り起こし調査時に、電気主任技術者が銘板情報を見誤り（製造年の誤認）、高濃度PCB含有電気工作物は無い旨を自家用電気工作物設置者へ報告していた。
- 電気主任技術者が、台帳に機器型式が入力されていないにも関わらず、「高濃度無し」と登録。そのため、その後の調査がなされなかった。

電気主任技術者による高濃度PCB含有電気工作物確認のポイント③

- 銘板だけ新しいものが付いている、不自然なキズ、不自然な塗装の剥がれがある場合は疑わしい。
- 銘板から低濃度PCB機器と判別されているものの中にも、銘板の状態が疑わしい場合、高濃度PCBが使用されている場合がある。

場所	対象物	発見経緯	対応	銘板写真
公共団体	コンデンサー	低濃度または非PCBかの分析を行ったところ高濃度PCBであったことが判明。	メーカーへの問い合わせ、コンデンサー本体の調査を行ったところ、高濃度PCBコンデンサーに別のメーカーの銘板を貼り替えたものと判明。 ※銘板にシリアル番号なし。	
製造業	コンデンサー	設備老朽化のため機器の更新をするにあたり、電気保安協会より分析するよう指導があったため、分析を実施したところ高濃度PCBの使用が判明。	メーカー鑑定の結果、銘板の貼り替えの疑いがあると判断。 ※銘板上部に不自然なキズあり。	

※その他、別紙「チェックリスト」もご参照願います。

(別紙)高濃度PCB電気工作物早期処理のための確認ポイントチェックリスト

No.	チェック項目	チェック
1	設備台帳に型番等記入漏れはないか。また、現場の実機と当該台帳の内容は整合しているか。	
2	使用機器の中で銘板がない、又は不明なものはないか。また、銘板や機器本体に不自然な傷等がないか。(銘板張り替え等の疑念がないか) ※銘板情報以外でも外形等から判別出来る場合もある。詳細は(一社)日本電機工業会HPの下記URLの各機器メーカーへ確認のこと。 https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-1.html	
3	電気室やキュービクル内、事業場構内に電路に接続されていない(使用されていない)電気工作物がないか。また、該当がある場合において、当該電気工作物についてPCB含有の有無について確認がされているか。	
4	電気室やキュービクル内には、使用機器以外の不要品等を置いていないか。電気室やキュービクル内の不要品等からPCB機器が発見されることもある。	
5	電気主任技術者は、電気保安に従事する者からの報告のみでの確認だけでなく、自らがPCB機器の有無について確認・把握しているか。	
6	高濃度PCB含有機器の所在について定期的に保守担当チーム間での相互確認をしているか。(複数チームで相互確認することで、銘板等の認識や判断の差異に対する齟齬などにも気付き易くなる。)	
7	PCB機器の取扱い、処理方法にかかる保安教育を行っているか。各人が高濃度PCB機器に対するPCB特措法及び電気設備の技術基準省令に基づく告示上の処分期間(使用期限)や判別方法等、正しく理解出来ているか。	
8	前任の主任技術者との引継ぎ時、PCB入機器の存在が漏れる可能性がない様注意する。(機器に付いている「PCB入」表示等のみで判断せず、銘板や設備台帳等との照合により確実にPCB入機器が特定出来る様にする。)	